

別添1  
(最終改正: 令和3年9月16日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ケニア	コーヒー豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	2, 4-D	別表1の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上段、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とする。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。
コートジボワール	カカオ豆	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB1, B2, G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発第0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	2, 4-D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。
スイス	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
スペイン	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	乾いちじく又はアーモンドを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB1, B2, G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
タイ	生食用えび(生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類に限る。)	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ゆでがに(飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ゆでがにの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	クロルトリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるクロルトリホスが検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示するタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示するタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮グリーンアスパラガスを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	ドリアン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	プロシメドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシメドンが検出されるおそれがあるため。
	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示するタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮バナナを除く。	シベルメトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリンが検出されるおそれがあるため。

別添1  
(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由
タイ	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	生鮮マンゴーにおいては、別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出されたものを除く。 冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーにあっては、別途指示する製造者が製造したもので、かつ別途示すタイ政府が発行したクロロピリノス及びプロピコナゾールに係る証明書が添付されているものを除く。	クロロピリノス プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロロピリノス及び基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
		—	シベルマトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシベルマトリンが検出されるおそれがあるため。
	マンゴスチン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮マンゴスチンを除く。	イマザリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
台湾	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	養殖鮭及びその加工品 (白焼き及び薄焼きに限る。)	別途示す台湾行政院農業委員会漁業署が発行した輸出証明書が添付されているものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	鮭及び白焼き鮭: 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。 薄焼き鮭: 平成16年3月31日付け食安発第031002号別添2の別添1「ウナギ薄焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	切り身のテラピア(イズミダイ) (スモーク品(薫製品)と称しているものを含む。)	現場検査において、鮮紅色を呈することが確認されたものに限る。ただし、平成10年1月16日付け衛乳第6号及び衛化第1号に基づき一酸化炭素による処理をされていないと判断されたものを除く。	一酸化炭素	別表1の2によること。	平成25年4月4日付け食安発第0404第3号「鮮魚中の一酸化炭素の検査法について」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
中国	養殖鮭及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖及び加工場で加工されたものであって、別途示す中国政府が発行したオキソリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキソリニック酸	鮭については別表1の4によること。 加工品については別表1の7及び平成19年8月8日付け食安発第0808002号によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖鮭及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖及び加工場で加工されたものを除く。	スルファジミジン	鮭については別表1の4によること。 加工品については別表1の7及び平成19年8月8日付け食安発第0808002号によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
中国	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。

別添1  
(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由
中国	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	海水産であることを示す中国政府の証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別表1の5に、下痢性貝毒については別表1の6によること。	麻痺性貝毒: 昭和55年7月1日付け農乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。 下痢性貝毒: 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号「食安発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸類)の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4 MU/g、下痢性貝毒:0.10 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	あさり及びその加工品	-	プロメトリン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロメトリンが検出されるおそれがあるため。
	たまねぎ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	チアトキサム	別表1の9によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるチアトキサムが検出されるおそれがあるため。
	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	ジトモルフ トリアジメノール	別表1の8によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジトモルフ及び基準値(0.1ppm)を超えるトリアジメノールが検出されるおそれがあるため。
	にんにくの茎及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	チアトキサム プロシメド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるチアトキサム及び基準値(0.01ppm)を超えるプロシメドが検出されるおそれがあるため。
	ばれいしよ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	ハロキシホップ	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるハロキシホップが検出されるおそれがあるため。
	ひまわりの種子及びその加工品(ひまわりの種子を30%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(B <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	ブロッコリー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロシメド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシメドが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	加工品にあつては、別途指示する加工企業のほうれんそう加工品に限る。	エンドリン クロルピリホス	別表1の3によること。	クロルピリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 エンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、エンドリンが検出されるおそれがあるため。
		別途指示する加工企業のほうれんそう加工品に限る。	エンドリン	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	エンドリンが検出されるおそれがあるため。
	もろこし(とうもろこし等)	-	総アフラトキシン(B <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
	花椒(学名: <i>Zanthoxylum bungeanum</i> ) 及びその加工品(花椒を30%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(B <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成30年11月28日付け食安1128第4号)に示すもの。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	放射線照射	別表1の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検査法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。
ニューージーランド	はちみつ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	グリホサート	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるグリホサートが検出されるおそれがあるため。

別添1  
(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由
ネパール	そば(粉を含む。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	どうもろこし(甘味糖を除く。及びその加工品(どうもろこしを5%以上含有するものに限る。))	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
バングラディシュ	ごまの種子及びその加工品(原身な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出されたごまの種子を除く。	カルバノリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバノリルが検出されるおそれがあるため。
バングラディシュ	赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
フィリピン	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用腸炎介形及び生食用冷凍腸炎介形の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表1の4によること。	平成5年3月17日付け衛研第54号別添1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
	おくら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。	アブフェニジド フルアジホップチル メタドホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアブフェニジド、基準値(0.01ppm)を超えるフルアジホップチル及び基準値(0.5ppm)を超えるメタドホスが検出されるおそれがあるため。
	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者又は包装者から輸出された生鮮バナナを除く。	フィブロン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.005ppm)を超えるフィブロンが検出されるおそれがあるため。
フランス	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O103	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O145	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O145で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O111	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O111で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため及びリステリア・モノサイトゲネスに高度に汚染されているおそれがあるため。
	赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

別添1  
(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由
米国	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品 (加熱せずに食すものに限る。)(注3)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	どろもち(粉を含む。甘味種を除く。)	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	(1) 容器包装に入れられたものについては、別表2によること。 (2) 本館にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ① ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。 (注2) ② サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の「サイロ等」において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とする。 ③ コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意のコンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、1検体とする。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」又は平成23年8月16日付け食安発0816第7号「サモロソンの総アフラトキシンの試験法について」に示す簡易測定装置を用いた試験法によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	乾燥なつめやし	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ビスタチオナツ及びその加工品 (ビスタチオナツを10%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成30年11月28日付け食安発1128第4号)に示すもの。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	放射線照射	別表1の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検査法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。
ベトナム	香どがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	香どがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	クロルピリホス シベルメトリン プロフェノホス ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(0.05ppm)を超えるシベルメトリン、基準値(0.01ppm)を超えるプロフェノホス及び基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。

別添1  
(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的な理由
ベトナム	きだちとうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	トリシクラゾール プロピオナゾール ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾール、基準値(0.01ppm)を超えるプロピオナゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	きび(学名:Panicum mitisicum)	-	総アフラトキシン(B <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> )の総和	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発第0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
	シクサ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	イノプロチオラン トリシクラゾール ルフエスロン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイノプロチオラン、基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるルフエスロンが検出されるおそれがあるため。
	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ドリアン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロシメドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシメドンが検出されるおそれがあるため。
	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	ベルメトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるベルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	かわはき及びその加工品	-	クロラムフェニコール	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	水産食品 (無加熱で販売されるもの又は国内において十分な加熱(70℃1分又はこれと同等以上)を施した上で販売されることが確認できないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出したものに限り。	赤痢菌	別表1の5によること。	平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法について」によること。	赤痢菌で汚染されているおそれがあるため。
食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限り。	サイクサミン酸	別表1の1によること。	平成16年8月29日付け食安発第0829016号「サイクサミン酸に係る試験法について」によること。	サイクサミン酸が使用されているおそれがあるため。	
ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2,4-D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-Dが検出されるおそれがあるため。
ポーランド	乾燥いちじくを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限り。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> )の総和	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発第0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
マレーシア	ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくにとらるを掛け合わせたものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
ミャンマー	緑豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	チアマトキサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるチアマトキサムが検出されるおそれがあるため。

(注1)当該国以外から輸出されたものを含む。

(注2)各検体について総アフラトキシンの検査を実施し、1検体でも10 µg/kgを超える検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。

(注3)MFFBとは、脂肪以外のチーズ重量中の水分含量(%)を指し、次式で求められる。 MFBB (percentage Moisture on a Fat-Free-Basis) = チーズの水分重量 / (チーズの重量 - チーズの脂肪重量) × 100

別添 2  
薬生食輸発0916第2号  
令和3年9月16日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(イラン産ピスタチオナッツのイミダクロプリド及びベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)のメタラキシル及びメフェノキサム)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年9月14日付け薬生食輸発0914第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、イラン産ピスタチオナッツのイミダクロプリドについて、検査命令を解除したことから、令和3年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとする。

また、ベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、ベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)のメタラキシル及びメフェノキサムに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和3年9月16日	イラン	ピスタチオナッツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	
令和3年9月16日	ベトナム	ピタヤ(ドラゴンフルーツ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(メタラキシル及びメフェノキサム)	YASAKA FRUIT PROCESSING LIMITED COMPANY

別表第2

(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域	対象品目	検査項目	検査強化日
アルゼンチン	チアシード及びその加工品(チアシードを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	令和2年10月30日
	いんげん豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(オスルフロクサロニル)	令和2年12月16日
イタリア	うるち米(粉を含む。)	残留農薬(デルタメトリン及びピラメトリン)	令和3年9月10日
イラン	ピスタチオナッツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	令和3年9月16日
インド	脱脂大豆	アフラトキシン	令和3年3月9日
	アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	令和3年7月2日
	発酵茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(エチオン)	令和3年8月19日
オーストラリア	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)	アフラトキシン	令和3年3月23日
ガーナ	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シベルメトリン)	令和3年6月29日
韓国	にら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナビル)	令和2年11月10日
		残留農薬(プロシミドン)	令和2年11月10日
	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリシクソゾール)	令和3年3月23日
	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(テトラコナゾール)	令和3年3月23日
		残留農薬(ヘキサコナゾール)	令和3年4月16日
		残留農薬(プロピコナゾール)	令和3年6月24日
	まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロシミドン)	令和3年6月18日
スペイン	うるち米(粉を含む。)	残留農薬(テブコナゾール)	令和2年11月20日
		残留農薬(デルタメトリン及びピラメトリン)	令和3年4月5日
スリランカ	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリアゾホス)	令和3年7月2日
タイ	オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シベルメトリン)	令和3年3月9日
		残留農薬(プロフェノホス)	令和3年3月9日
	きのこ(HED-KRA-DANGと称されるもの)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	令和3年3月5日



別表第2

(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域	対象品目	検査項目	検査強化日
タイ	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限り。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジニコナゾール)	令和3年4月30日
		残留農薬(フルシラゾール)	令和3年4月30日
		残留農薬(ヘキサコナゾール)	令和3年4月30日
台湾	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピラクロストロビン)	令和3年3月9日
		残留農薬(デルタメトリン及びトクロメトリン)	令和3年4月22日
		残留農薬(イミダクロプリド)	令和3年5月12日
タンザニア	ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	令和3年3月23日
中国	にら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナビル)	令和3年2月26日
		残留農薬(プロシミドン)	令和3年4月5日
	きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	令和3年6月15日
		残留農薬(イミダクロプリド)	令和3年8月26日
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限り。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ヘキサコナゾール)	令和3年6月24日
	えだまめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)	令和3年9月14日
菜の花及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピリダベン)	令和3年9月14日	
トルコ	ひよこ豆及びその加工品(ひよこ豆を30%以上含有するものに限り。)	アフラトキシン	令和3年5月26日
バラグアイ	チアシード及びその加工品(チアシードを30%以上含有するものに限り。)	アフラトキシン	令和3年5月26日
パレスチナ(ヨルダン川西岸及びガザ)	アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限り。)	アフラトキシン	令和2年12月22日
ブラジル	ブラジルナッツ加工品(ブラジルナッツを30%以上含有するものに限り。)	アフラトキシン	令和3年8月4日
ブルキナファソ	ごまの種子	アフラトキシン	令和3年7月2日
ベトナム	シソクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イプロベンホス)	令和3年6月4日
		残留農薬(ジフルベンズロン)	令和3年6月4日
		残留農薬(ヘキサコナゾール)	令和3年6月4日

別表第2

(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域	対象品目	検査項目	検査強化日
ベトナム	PUK WHAN(アマメシバ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピリダベン)	令和2年9月29日
		残留農薬(ベルメリン)	令和2年12月1日
		残留農薬(インドキサカルブ)	令和3年2月3日
		残留農薬(プロフェノホス)	令和3年2月3日
	きび(学名: <i>Panicum miliaceum</i> )及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(臭素)	令和3年2月26日
	レイシ(ライチ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリシクラゾール)	令和3年6月18日
	ビタヤ(ドラゴンフルーツ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(メタラキシル及びメフェノキサム)	令和3年9月16日
ベネズエラ	カカオ豆	残留農薬(シベルメリン)	令和3年5月26日
ペルー	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フィプロニル)	令和3年1月27日
南アフリカ	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。 )及び原料用りんご果汁	パソリン	令和3年8月23日
メキシコ	いちご及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェナザキン)	令和2年12月3日
	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロピコナゾール)	令和2年12月25日
	芽キャベツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピリダリル)	令和3年3月5日

別表第3

(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者	検査強化日
アルゼンチン	いんげん豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(メスルフロメチル)	CALLERIS SNC DI CALLERIS GIOVANNI AND C.(イタリア)	令和2年12月16日
イタリア	食品(小麦を含むものに限る。)	残留農薬(ピリメホスメチル)	GR.A.M.M. GRUPPO ALIMENTARE MEDITERRANEO MILO SRL	令和2年10月1日
	うるち米(粉を含む。)	残留農薬(デルタメトリン及びトラロメトリン)	AZIENDA AGRICOLA LA GALLINELLA DI VELEZZO LOMELLINA S.R.L.	令和3年9月10日
インド	発酵茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(エチオン)	FORTNUM & MASON(英国)	令和3年8月19日
			RINGTONS TEA(英国)	令和3年8月19日
エクアドル	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピリプロキシフェン)	JASAFRUT S.A.	令和3年7月21日
韓国	にら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナビル)	JINYANG	令和2年11月10日
		残留農薬(プロシミドン)	JINYANG	令和2年11月10日
	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロピコナゾール)	DAIICHI BUSSAN.	令和3年2月3日
		残留農薬(トリシクラゾール)	YONA TRADING COMPANY	令和3年3月23日
	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(テトラコナゾール)	YONA TRADING COMPANY	令和3年3月23日
		残留農薬(ヘキサコナゾール)	18CTEAKORBA	令和3年4月16日
		残留農薬(プロピコナゾール)	NAMANDONG AGRICULTURAL COOPERATIVE	令和3年6月24日
まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロシミドン)	HAN JIN	令和3年6月18日	
スペイン	うるち米(粉を含む。)	残留農薬(デルタメトリン及びトラロメトリン)	JOSE MARIA GOMEZ MIRA S.A.	令和3年4月5日
			ARROCEBIAS ANTONIO TOMAS,S.L.	令和3年4月5日
スリランカ	発酵茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジウロン)	RANFER TEAS (PVT) LTD.	令和3年6月29日
タイ	おくら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロフェノホス)	MIRACLE GRAND CO.,LTD.	令和3年1月20日
		残留農薬(シベルメトリン)	TROPICAL GREEN CO.,LTD.	令和3年3月9日
	オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロフェノホス)	TROPICAL GREEN CO.,LTD.	令和3年3月9日
		残留農薬(ジニコナゾール)	KIMHENG VEGGY IMPORT & EXPORT CO.,LTD.	令和3年4月30日
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フルシラゾール)	KIMHENG VEGGY IMPORT & EXPORT CO.,LTD.	令和3年4月30日
		残留農薬(ヘキサコナゾール)	KIMHENG VEGGY IMPORT & EXPORT CO.,LTD.	令和3年4月30日

別表第3

(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者	検査強化日	
台湾	養殖鰻及びその加工品(簡易な加工に限る。)	レバミゾール	MONEY EELS CO.,LTD.	令和3年2月26日	
		残留農薬(ピラクロストロピン)	HUNG YUN FOOD CO.,LTD.	令和3年3月9日	
	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(デルタメトリン及びトラロメトリン)	MITAGRI CO., LTD.	令和3年4月22日	
			YILUNG AGRICULTURAL CO.,LTD.	令和3年4月22日	
		残留農薬(イミダクロプリド)	TAIWAN CHIEN SHIH CHUAN INTERNATIONAL ENTERPRISE CORP.	令和3年5月12日	
タンザニア	ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	SOMANI AGRO EXPORTS LIMITED	令和3年3月23日	
中国	おくら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ハロキシホップ)	YANTAI YONGQING FOODSTUFF CO.,LTD. (3700/08394)	令和2年9月11日	
		残留農薬(メソミル)	ANHUI JINGYICHENG FOOD CO.,LTD.	令和3年5月26日	
	ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフルベンズロン)	SHANDONG QINGGUO FOODS CO.,LTD.	令和2年10月19日	
		残留農薬(ピラクロストロピン)	YANTAI YONGSHENG FOOD CO.,LTD.	令和3年4月22日	
	にら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナビル)	WEIFANG XINSHENG FOOD CO.,LTD.	令和3年2月26日	
		残留農薬(プロシメドン)	LAIYANG YONGHE FOODSTUFF CO.,LTD.	令和3年4月5日	
	きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	SHANSHAI WUCHAN INTERNATIONAL LIMITED	令和3年6月15日	
		残留農薬(イミダクロプリド)	FUJIAN SAN YOU FOOD CO.,LTD.	令和3年8月26日	
	えだまめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)	LONGHAI SHIQIANG FREEZING FOOD CO.,LTD	令和3年9月14日	
	ベトナム	シソクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イプロベンホス)	PHONG PHUC GIA LAI ONE MEMBER COMPANY LIMITED	令和3年6月4日
			残留農薬(ジフルベンズロン)	PHONG PHUC GIA LAI ONE MEMBER COMPANY LIMITED	令和3年6月4日
			残留農薬(ヘキサコナゾール)	PHONG PHUC GIA LAI ONE MEMBER COMPANY LIMITED	令和3年6月4日
PUK WHAN(アマメシバ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		残留農薬(ピリダベン)	VJ TRADING SERVICES. CO., LTD	令和2年9月29日	
		残留農薬(ベルメトリン)	VO MINH TAN	令和2年12月1日	
		残留農薬(インドキサカルブ)	TRAN VAN BUONG	令和3年2月3日	
		残留農薬(プロフェノホス)	TRAN VAN BUONG	令和3年2月3日	
きび(学名: <i>Panicum miliaceum</i> )及びその加工品(簡易な加工に限る。)		残留農薬(臭素)	THANH PHONG COMMERCIAL CO.,LTD.	令和3年2月26日	
レイシ(ライチ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		残留農薬(トリシクランゾール)	VJ TRADING SERVICES.CO.,LTD	令和3年6月18日	
ピタヤ(ドラゴンフルーツ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		残留農薬(メクラキシル及びメフェノキサム)	YASAKA FRUIT PROCESSING LIMITED COMPANY	令和3年9月16日	
南アフリカ		りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁	パツリン	APPLETISER SOUTH AFRICA (PTY) LTD.	令和3年8月23日

別表第3

(最終改正:令和3年9月16日)

対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者	検査強化日
メキシコ	いちご及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェナザキン)	DRISCOLLS OPERACIONES S.A DE C.V.	令和2年12月3日
			CELSUS EXPORT LLC(米国)	令和2年12月3日
	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロピコナゾール)	EL RUISEÑOR DE MEXICO,S.A.DE C.V.	令和2年12月25日
	芽キャベツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ヒリダリル)	ALTAR PRODUCE, LLC(米国)	令和3年3月5日
AGROPRODUCTOS LAS CUMBRES,S.DE R.L.DE C.V.			令和3年3月5日	
ロシア	さけ・ます及びその加工品(簡易な加工に限る。)	マラカイトグリーン	NEPTUNE CO.,LTD.	令和2年12月25日